

平成29年度〔第3四半期〕随意契約の結果（500万円以上の工事、物品、委託）

農政水産部

（注）※1、※2の説明

表頭欄の「根拠法令」（※1）は、随意契約ができる場合について規定している地方自治法施行令第167条の2第1項の1号から9号のうち該当する号を記入し、2号の場合（性質又は目的が競争入札に適しないもの）については、「適用類型」（※2）に厳格な運用を図るために県が作成した7類型のうち該当するものを記入しています。

契約担当組織 の名称	事業名	契約内容	契約期間（履行期間） （物品購入契約は契約締結日）	契約の相手方	契約金額（円）	随意契約とした具体的理由等	根拠 法令 ※1	適用 類型 ※2
大津・南部農業農村振興事務所（田園振興課）	県営地すべり防止対策	〇-4工区地すべり防止対策	平成29年12月7日 ～ 平成30年1月31日	株式会社草溪建設	8,056,800	台風21号の豪雨により地すべりの兆候が発生した箇所で、法面崩壊に達する危険性が高く、近接の人家や道路への甚大な被害が懸念された。本工事は緊急を要することから、近傍にて同種の工事を請け負っている緊急対応が可能である当該一者と契約するもの。	5	